

週刊

全国賃貸住宅新聞

2013年 6・17 No. 1082
毎週月曜日発行

発行所 全国賃貸住宅新聞社
東京都中央区銀座4-12-15
TEL 03(5643)6894(代表)・03(5643)6761(編集部)
大阪府大阪市北区中之島2-8-18
中之島フェスティバルタワー16F
TEL 06(6220)0075 http://zenchin.com
発行人 榎本ゆかり 年間購読料17,000円



司法書士法人NCP
(東京都新宿区)
河合龍児代表社員(34)



メモリード・ライフ
(東京都文京区)
古川 剛社長(60)

家主向けに高齢入居者向け保険「アンド・ユー」を販売するメモリード・ライフ(東京都文京区)と、高齢者との間で死後事務委任契約を結ぶ司法書士法人NCP(東京都新宿区)が、8月にも販売連携を開始する見通し

高齢入居者対策で司法書士法人と連携

「メモリード」遺品整理を円滑に行う新スキーム確立

だ。独居高齢入居者の死後に遺品整理を速やかに、家主に支払われる保険金を使いやすくすることを目指していく。

入居者の死後、万が一相続人を探し出せなかった場合、家主は遺品を6カ月間保管しなければならぬ。NCPが展開する死後事務委任契約は入居

者の死後に行う遺品整理に関わる一連の手続きを司法書士の判断で行えるようにするもの。高齡入居者と司法書士の間で契約が結ばれる。これにより家主は、司法書士の了承さえ得れば相続人が見つからなくても遺品整理を円滑に行えるようになる。

NCPが行う死後事務委任契約は6万～6万5000円を想定しており、契約時の一括支払いとなる。メモリード社が徴収する保険料は月ごとの回収。年齢や性別により変化するものの、おおむね3000～5000円の保険料で50万～70万円の保険金が支払われる契約が多いようだ。

亡くなった入居者との関係が薄く、相続人が連絡を遮断する 경우가多々あるからだ。だが、その状況で遺品整理を行った場合、家主の法的立場は極めて弱く、死後事務委任が有効な対策となりそう